

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

年未調整後の変更

Q : 当社は、12月分の給与を12月20日に支給し、その際年末調整を行いました。その後12月24日に社員Aに長男が生まれたため、Aは12月25日に生命保険に加入し、1年分の保険料を支払いました。

この場合、Aの扶養控除及び生命保険料控除はどのようにしたらよいのでしょうか？

A : 本年分の扶養控除及び生命保険料控除として、年末調整の再調整を行うことになります。

【解説】

扶養控除の対象となる扶養親族は、その年12月31日の現況により判定することとなっていますので、Aさんの長男については本年分の扶養控除を受けることができます。

また、生命保険料控除は、その年に実際に支払った保険料をもとに計算しますので、本年中に支払い期限が到来したのについて、本年の年末調整で生命保険料控除を受けることができます。

一方、年末調整は終わっているとのことから、Aさんから改めて「扶養控除等異動申告書」及び「保険料控除申告書」の提出を受け翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を作成する時までに年末調整の再調整を行ってください。

なお、年末調整後に所得控除の異動があった場合には、年末調整の再調整によらないで確定申告により精算することもできます。

